

平成24年度 芦屋市人権施策に関する事業評価(決算)

(評価をしない, 馴染まない事業)

市民生活部 人権推進課

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
101	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	お困りです課	市民相談事業	日常生活にさまざまな問題を抱えている市民に対し、専門の相談員を配置し、問題解決の糸口や情報提供等のアドバイスにより、問題解決に向けての助けをする。	<input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士等による専門相談の実施。 <input type="checkbox"/> 弁護士による法律相談(毎週木曜日) <input type="checkbox"/> 司法書士による法律相談(毎週金曜日) <input type="checkbox"/> 家事相談(毎週水曜日) <input type="checkbox"/> 公正証書相談(第2火曜日) <input type="checkbox"/> 行政相談(第3水曜日) <input type="checkbox"/> 税務相談(第4火曜日) <input type="checkbox"/> 土地と建物の登記相談(第1火曜日) <input type="checkbox"/> 不動産相談(第3火曜日)	各種相談のPR方法の改善。	2,412	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法律相談・290件 ・司法書士相談・227件 ・家事相談・96件 ・行政相談・5件 ・土地建物登記相談・23件 ・公正証書相談・41件 ・不動産相談・30件 ・税務相談・56件 ・事業費 2,412千円	<ul style="list-style-type: none"> ・行政相談のPRを、広報紙に掲載の他秋まつりのイベント会場でチラシ等を配布するなどPRに努めた。 ・ホームページの「よくあるおたずね」に専門相談の事例を複数掲載した。 	評価しない。(評価になじまない。)	評価しない。(評価になじまない。)
102	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	スポーツ推進課	生涯スポーツ推進事業	地域スポーツの活性化とスポーツ・フォー・エブリワン(生涯スポーツ)の定着を図る。	<input type="checkbox"/> スポーツリーダー、体育指導委員の養成・派遣 <input type="checkbox"/> ニュースポーツ、競技スポーツの啓発・推進 <input type="checkbox"/> スポーツ・フォー・エブリワンの推進 <input type="checkbox"/> スポーツ団体活動補助と地域スポーツクラブ21事業の推進 <input type="checkbox"/> スポーツ振興審議会 <input type="checkbox"/> スポーツ・ボランティアの活用	スポーツ団体も含め、各事業の指導体制を確立していく。	9,103	<input type="checkbox"/> スポーツ推進委員[2,075千円] <input type="checkbox"/> スポーツ推進審議会[1,680千円] <input type="checkbox"/> 阪神地区都市対抗駅競走大会[45千円] <input type="checkbox"/> 体力つくり強調月間行事(※体育の日の行事)[755千円] <input type="checkbox"/> スポーツリーダー養成等[308千円] <input type="checkbox"/> 子どもの体力向上事業(カヌー体験教室、ファミリースポーツのつどい等)[237千円] <input type="checkbox"/> スポーツ関係団体補助金(体育協会、レクスポ協会)[1,600千円] <input type="checkbox"/> 障がい者スポーツ[56千円] <input type="checkbox"/> あしやスポーツフォーラム[104千円] <input type="checkbox"/> スポーツクラブ21ひょうご(市、阪神南、県連絡協議会、推進委員会)[38千円] <input type="checkbox"/> 芦屋国際ファンラン[107千円] <input type="checkbox"/> スポーツフォーエブリワン推進事業[449千円] <input type="checkbox"/> その他事業費[1,649]		評価しない。(評価になじまない。)	評価しない。(評価になじまない。)
103	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	青少年育成課	青少年健全育成及び青少年団体育成事業	青少年団体や子ども会活動の支援を行い青少年の自覚と責任の醸成を促す。	<input type="checkbox"/> 成人式の開催 <input type="checkbox"/> 芦屋市子ども会連絡協議会活動費補助 <input type="checkbox"/> 丹波少年自然の家維持・運営 <input type="checkbox"/> 青少年育成事業展開		9,412	<input type="checkbox"/> 青少年育成事業(小学生レクリエーションキャンプの開催等)(350千円) <input type="checkbox"/> 青少年育成関係一般事務費(169千円) <input type="checkbox"/> 成人式の開催(1,000千円) <input type="checkbox"/> 青少年団体及びリーダー育成事業(250千円) <input type="checkbox"/> 丹波少年自然の家建設費分担金(1,719千円) <input type="checkbox"/> 青少年育成事業費(丹波少年自然の家運営負担金)(5,924千円)	成人式企画チームとの調整	該当しない。(評価になじまない。)	該当しない。(評価になじまない。)
104	あらゆる場における教育・啓発(学校)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	学校教育課	カウンセリングセンター管理運営事業	教育相談によって児童・生徒の健全育成に資すること	<input type="checkbox"/> 形態 芦屋市カウンセリングセンターに業務委託する <input type="checkbox"/> 相談対応者 専門カウンセラー・電話相談員 <input type="checkbox"/> 内容 (1)電話相談の実施:週3日 (2)面接相談の実施:週2日(カウンセリング・心理診断及び治療) (3)芦屋市の相談機関との連絡調整	<input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者・教師の心と体の安定を図る相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 設置場所の啓発	3,202	<input type="checkbox"/> 相談実績 【電話相談】H23 138件 H24 132件 (1)電話相談内容 ①不登校 ②身体・健康 (2)相談対象者 ①小学生 ②中学生 (3)相談者 ①保護者 ②高校生 【面接相談】H23 267件 H24 297件 (1)面接相談内容 ①身体・健康②不登校 (2)相談対象者 ①小学生 ②高校生 (3)相談者 ①保護者 ②小学生 <input type="checkbox"/> 事業内訳 カウンセリングセンター運営委託 3,117千円 カウンセリングに関する通信電話料 61千円 カウンセリングセンター消耗品費 24千円 合計 3,202千円	<input type="checkbox"/> 学校教育課と定期的に情報交換を行い、連携を強化した。 <input type="checkbox"/> 相談機関の啓発カードを発行、全小中学生に配布した。	該当しない。(評価になじまない。)	該当しない。(評価になじまない。)
105	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	公民館	常設展示事業・公民館ギャラリー	市民に学習成果の発表の場を提供すると共に文化意識の向上を図る。	<input type="checkbox"/> 市民の学習成果の発表の場として、常設展示場でテーマを設定した展示を行う。	学校教育課と定期的に情報交換を行い、連携を強化した。相談機関の啓発カードを発行、全小中学生に配布した。	95	常設展示 みんなで考えよう平和展 7/21～8/15 芦屋川の文化的景観&芦屋川の自然展 8/17～9/3 「海をめぐる芦屋の古代と平清盛の時代」展 10/17～11/5 ラジオ関西開局60周年記念「電リク」再び」展 1/11～2/10 「芦屋川スケッチ散歩」(第1部芦屋川上流風景)展 2/20～2/25 「芦屋川スケッチ散歩」(第2部芦屋川上流風景)展 2/27～3/4 公民館ギャラリー 20グループ	<input type="checkbox"/> 利用するグループが増えた。 <input type="checkbox"/> 市民センターのルナ・ホール事業と関連した展示(「電リク」再び)を実施し、イベントを盛り上げた。	該当しない。(評価になじまない。)	該当しない。(評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
106	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	公民館	講演・講座・学級・教室等の開催	さまざまな学習機会の提供。	□市民の学習ニーズ及び市の教育方針に基づいて、講演・講座・学級・教室等を開催する。 □学習情報の提供と学習方法の相談、グループ育成を行う。	民間事業者による事業が適切に行われているかどうか、25年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	6,458	□ 講座等 18講座 84回 受講者数 1,137人 延べ出席者数 4,678人 この他に1回だけの出席者589人あり □ 講演会・セミナー等 11回 延べ参加人数 1,343人 □ 幼稚園に出かける「幼児教育講座」 9回 延べ出席者数 480人 □ にほんごがっきゅう 47回 延べ出席者数 210人 □ NHK公開セミナー(共催) 2回 延べ参加人数 1,175人 □ 公民館子ども教室 18回 延べ参加人数 401人	受講者数が減少したが、受講者アンケートは概ね好評である。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
107	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	市民参画課	地域自治活動の振興に関する事業	自治会連合会が自治会活動を支援し、福祉・防犯・環境・まちづくり・自主防災組織づくりなどの地域の課題を解決し、住みやすい地域社会づくりに貢献する。	□芦屋市自治会連合会の事務局 □阪神地区自治会連合会事務局 □兵庫県連自治会大会等 □芦屋市自治環境協議会事務局(隔年=偶数年度に担当)	自治会活動への支援と共に、地域の課題解決のための自治会と他の団体が連携を強化する必要があることから、連携のしくみを構築するための検討を行なう。	4,049	芦屋市自治会連合会の事務局を担当(事務局:市民参画課) (主催) □自治会連合会三役会 19回、他、ブロック会の強化に取り組み、NP Oとの会議に出席 □理事会 3回 □定期総会 1回 □顕彰委員会 1回 □会計監査 1回 □まちづくり懇談会 開催、概要報告書作成 □自治環境協議会主催 幹事会 6回、研修会 1回、市内視察 1回(出席) □全国自治会連合会 大会 1回 □兵庫県連自治会総会 1回、大会 1回 □阪神地区自治会連合会 会長会議 2回、研修会 1回 □芦屋さくらまつり等3事業に協賛し出席し協力	自治会連合会三役会で、連携のしくみを構築するための検討を行った。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
108	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	地域福祉課	民生委員・児童委員活動の推進	地域福祉の充実	□芦屋市民生児童委員協議会の事務局を担う。 □芦屋市民生児童委員協議会の運営・活動に対し補助金を交付する。	継続して民生委員・児童委員の活動を促進していく。	8,227	毎月開催される会議の事務処理、民生委員・児童委員から提出される活動報告の集約を行った。 事業費内訳 □民生児童委員協議会補助金 8,096,000円 □ボランティア災害共済 80,500円 □福祉映画会使用料 50,000円	特になし。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
109	あらゆる場における教育・啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	防災安全課	生活安全条例推進事業	市と市民・事業者が協働で安全なまちづくりを推進する。	□まちづくり防犯グループづくりの推進、活動の支援を行う。 □生活安全条例に基づく生活安全推進連絡会を開催する。 □防災、防犯の一体化を図り、安全安心のまちづくりを推進する。 □子ども見守り巡回パトロールを実施し、小学校下校時の安全の確保に当たる。	それぞれの地域の特性を踏まえた自主的な防犯活動の更なる活性化へ向けて、まちづくり防犯グループの認知度を向上させる取組を進める。	4,703	□ まちづくり防犯グループ連絡協議会の開催 平成24年6月30日、平成25年2月24日に開催。情報提供及び地域のまちづくり防犯グループ相互の意見交換・交流を実施。 □ まちづくり防犯グループ(58団体)育成事業補助金 1団体2万円を上限として補助 平成24年度補助金額638,925円 □ 子ども見守りパトロールの実施 小学校1・2年生の下校時間に合わせて、山手中学校区は教育委員会職員、精道中学校区はシルバー人材センター、潮見中学校区は、市職員により実施。 シルバー人材センター委託料 1,780,445円 □ 芦屋市生活安全推進連絡会の開催 平成25年3月26日実施 □ 防犯協会運営補助金 1,050,000円 □街頭啓発等 ひたつきり防止等 13回、振込詐欺防止等 6回	まちづくり防犯グループ連絡協議会に「理事会」を設けて、「理事会」による会の運営を実施	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
110	市職員等への啓発	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	学校教育課	教職員の資質向上事業	社会の要請に応える教育の水準を高めるため、教師自らの意識改革と資質の向上を図る。	□管理職、教務主任等の研修の実施 □実践的な研修の充実 □指導と評価の一体を図る研修の実施	□ 管理職の資質・指導力の向上を図るための多様な研修を実施する。 □ 学習指導要領の趣旨を踏まえた評価の在り方についての研修の充実を図る。	100	□ 夏季校舎長研修会の実施 日時：平成24年8月7日(火) 9:00~16:30 場所：打出教育文化センター 参加者：学校長、園長、事務局職員 約40名 講師謝金 100千円 □ 学習評価に係る研修会 新教育課程の完全実施や、公立高等学校の学区拡大に備えて、中学校における評価の適切な進め方について、教務担当者、進路担当者、各教科の代表者を対象に学習評価に係る研修会を実施した。	□校舎長研修会では、新任校長が3名、新任園長が1名着任したことから、より実践的な教育課題を研修プログラムに取り入れた。 □新任教員や経験の浅い教員が増加していることを踏まえて、中学校における学習評価に対する信頼性や妥当性を確保するために研修を継続して実施した。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)																														
111	女性の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	男女共同参画推進課	男女共同参画推進施策	社会のあらゆる場面で、女性と男性が対等なパートナーとして参画できる社会を目指す。男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開。	□第2次芦屋市男女共同参画行動計画の実施(H15～H24)	第3次芦屋市男女共同参画行動計画の策定	2,074	<input type="checkbox"/> 第3次芦屋市男女共同参画行動計画の策定(業務委託費1,417千円、印刷費215千円) <input type="checkbox"/> 芦屋市男女共同参画推進審議会の運営(5回開催、委員報酬415千円、費用弁償13千円、需用費14千円) <input type="checkbox"/> 芦屋市男女共同参画推進本部幹事会の開催(3回) <input type="checkbox"/> 芦屋市男女共同参画推進本部会議の開催(3回)	第3次芦屋市男女共同参画行動計画の策定にあたり、審議会を5回、推進本部会議及び推進本部幹事会を各3回開催するとともに、計画中間案について市民意見(パブリックコメント)の募集を実施した。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)																														
112	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	青少年愛護センター	青少年愛護センター運営	青少年の非行防止を推進し、健全育成を図りつつ育成愛護活動を推し進める。街頭巡視活動によるパトロールや一声活動など、青少年の非行防止や地域の環境浄化活動を行うことにより青少年の健全育成を目指す。	<input type="checkbox"/> 青少年愛護センター運営連絡会の開催 <input type="checkbox"/> 青色回転灯付パトロール車によるパトロール <input type="checkbox"/> 愛護委員街頭巡視活動 <input type="checkbox"/> 愛護委員の見識を高めるための研修会の実施 <input type="checkbox"/> 有害環境の浄化(白ポストの回収、書店・ビデオ店・量販店等訪問指導) <input type="checkbox"/> 広報・啓発活動(愛護班ニュース・愛護だよりの発行、ホームページの更新等) <input type="checkbox"/> 相談窓口の開設(電話相談、来所相談) <input type="checkbox"/> 中学校区青少年健全育成推進会議の運営及び調整 <input type="checkbox"/> 関係機関、団体との協力・連携 <input type="checkbox"/> 青少年の健全育成に関する啓発冊子等の発行	<input type="checkbox"/> 県下の補導委員が集まり大会・研修会を開催する。 <input type="checkbox"/> 阪神南地区の補導委員、愛護委員が集まり、各地区の意見交換・情報交換を行う。 <input type="checkbox"/> 青少年を有害な環境から守るための啓発や情報提供を行う。	4,594	<input type="checkbox"/> 青少年愛護センター運営連絡会の開催(90千円) <input type="checkbox"/> 5月31日、1月31日に開催した。 <input type="checkbox"/> 青色回転灯装着車による下校時の安全パトロール(96千円) <input type="checkbox"/> 山中校区内小学校下校時の安全パトロールを週3回(月・水・金)実施した。 <input type="checkbox"/> 愛護委員街頭巡視活動(3,352千円) <input type="checkbox"/> 8班(小学校区単位)の巡視を年間延べ503回実施した(参加人数は延べ2,810人)。 <input type="checkbox"/> 愛護委員の見識を高めるための研修会等の実施(137千円) <input type="checkbox"/> 声かけの実際、市内合同パトロール等を開催した。 <input type="checkbox"/> 有害環境の浄化(0円)・白ポストに投函された有害図書等を回収した。 <input type="checkbox"/> 書店・ビデオ店・量販店等を訪問し、協力依頼を行った。 <input type="checkbox"/> 広報・啓発活動(341千円)・「愛護班ニュース(毎月)」 <input type="checkbox"/> 「愛護だより(年8回)」 <input type="checkbox"/> 「愛護だより 乳幼児編(年3回)」を配布した。 <input type="checkbox"/> 保護者に向けた冊子や啓発用グッズを作成。 <input type="checkbox"/> それらを利用して非行の早期発見や健全育成に関する啓発を実施した。 <input type="checkbox"/> 相談業務(0円)・年間相談件数17件。 <input type="checkbox"/> 中学校区青少年健全育成推進会議(中青健)(137千円) <input type="checkbox"/> 中青健合同研修会を愛護委員研修会と合同で実施した。 <input type="checkbox"/> 関係機関、団体等との連携、愛護センター運営に係る消耗品等(510千円) <input type="checkbox"/> 兵庫県補導委員連合会大会・研修会の開催	<input type="checkbox"/> 兵庫県補導委員連合会大会・研修会を開催し県内各補導委員や補導センターとの連携を強化した。 <input type="checkbox"/> 青色回転灯装着車による下校時のパトロールを体制面も含め充実させた。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)																														
113	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	こども課	子育て支援施策	子育て支援対策を総合的かつ効果的に推進するため	<input type="checkbox"/> 子ども手当事業 <input type="checkbox"/> 子育てセンター事業 <input type="checkbox"/> 「あい・あいる一む」の実施 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 <input type="checkbox"/> 「こどもフェスティバル」の開催 <input type="checkbox"/> 学齢期児童への支援	<input type="checkbox"/> 子育て支援の充実と、父親の育児参加事業の実施 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業での会員登録、とりわけ協力会員の登録を推進する。 <input type="checkbox"/> 学齢期への開放事業の充実。	168,101	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>実施回数</th> <th>延人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て相談</td> <td></td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>なかよしひろば(6か所)</td> <td>290</td> <td>11,598</td> </tr> <tr> <td>つどいのひろば「むくむく」</td> <td>239</td> <td>25,139</td> </tr> <tr> <td>「むくむく」の部屋貸出し</td> <td>89</td> <td>5,052</td> </tr> <tr> <td>つどいのひろば「ぶくぶく」</td> <td>110</td> <td>2,188</td> </tr> <tr> <td>自主活動グループ(15グループ)</td> <td>366</td> <td>8,481</td> </tr> <tr> <td>カンガルークラブ</td> <td>44</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>自主活動グループ交流会</td> <td>3</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>講演・講座等</td> <td>30</td> <td>4,301</td> </tr> </tbody> </table> <p>□経費：子育てアシスタント賃金 8,085千円 子育てアドバイザー研修 7千円 講師謝礼 133千円 消耗品等 394千円</p> <input type="checkbox"/> ウィザズあしやでの「あいあいる一む」利用者 平成24年度83人(毎月第3水曜日) <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 依頼会員598人、提供会員242人、両方会員85人(平成25年3月末) <input type="checkbox"/> 学齢期支援の開放事業(ミュージックスタジオ 登録数51グループ(平成25年3月末)) <input type="checkbox"/> こどもフェスティバル 平成24年11月17日芦屋市立体育館にて実施 参加者数663名	事業内容	実施回数	延人数	子育て相談		1,360	なかよしひろば(6か所)	290	11,598	つどいのひろば「むくむく」	239	25,139	「むくむく」の部屋貸出し	89	5,052	つどいのひろば「ぶくぶく」	110	2,188	自主活動グループ(15グループ)	366	8,481	カンガルークラブ	44	1,570	自主活動グループ交流会	3	220	講演・講座等	30	4,301	<input type="checkbox"/> 芦屋市北部の方への支援として、引き続きつどいのひろば「ぶくぶく」をウィザズあしやで開設して、利用者が定着し、利用者数が増加した。 <input type="checkbox"/> 父親が参加しやすいように、土曜日の行事(わくわく冒険ひろばなど)を5回行った。 <input type="checkbox"/> ウィザズあしやの会議室を利用し、「あいあいる一む」の実施定着がはかれ、利用者も徐々に増えた。 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業の会員登録推進に向け、社会福祉協議会だよりをはじめ、保健福祉フェアやこどもフェスティバルにおいて、PRを行った。 <input type="checkbox"/> 事業の周知に努めた結果、スタディールームやミュージックスタジオの利用者が増加し、定着してきた。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
事業内容	実施回数	延人数																																								
子育て相談		1,360																																								
なかよしひろば(6か所)	290	11,598																																								
つどいのひろば「むくむく」	239	25,139																																								
「むくむく」の部屋貸出し	89	5,052																																								
つどいのひろば「ぶくぶく」	110	2,188																																								
自主活動グループ(15グループ)	366	8,481																																								
カンガルークラブ	44	1,570																																								
自主活動グループ交流会	3	220																																								
講演・講座等	30	4,301																																								

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
114	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	こども政策課	次世代育成支援対策推進事業	「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」に基づき、子どもの利益が最大限に尊重される意識の醸成につとめ、家庭・学校・地域・企業が一体となった次世代育成の環境形成を目指す。	<input type="checkbox"/> 前期計画の推進・評価等の進行管理(17～22年度) <input type="checkbox"/> 後期計画策定に係る市民ニーズ調査(20年度) <input type="checkbox"/> 市民・関係者等の声を聞きながら後期計画策定(21年度) <input type="checkbox"/> 後期計画の推進・評価等の進行管理(22～27年度)	「子ども・若者育成支援推進法」にかかる計画策定を「次世代育成支援対策推進行動計画」と絡めて検討する	402	<input type="checkbox"/> 【会議の開催等】 次世代育成支援対策地域協議会・推進協議会(2回) " 評価委員会(1回) " 策定委員会(3回) " 本部会・幹事会(3回) <input type="checkbox"/> 「若い世代に対する支援」をテーマにしたワークショップ(1回) <input type="checkbox"/> 計画「別冊」策定記念講演会(1回) 【事業費決算】 委員報償費等 373,000円 委員会消耗品等 29,000円	次世代育成支援対策推進行動計画一別冊に子ども・若者育成支援編を追加策定した	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
115	子どもの人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	教育委員会管理課	芦屋市奨学金	経済的理由により、修学困難な者に対する教育の機会均等及び奨励を図る	経済的理由により修学困難な者に対し修学に必要な奨学金を給付する。	継続して実施	13,232	平成24年度給付人数及び支給額 公立高校 118人 6,610千円 私立高校 82人 6,622千円 計 200人 13,232千円	特になし	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
116	子どもの人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	教育委員会管理課	要保護児童生徒就学援助費	経済的理由により、就学困難な者(市立学校の小学校・中学校、県立芦屋国際中等教育学校(前期課程))について修学旅行費を給付する等就学奨励を行うことによって、義務教育の円滑な実施に資する。	市立小中学校に在学している児童生徒のうち、要保護世帯の保護者に対して修学旅行費を給付する。	継続して実施	506	小学校13人 218千円 中学校 5人 288千円	特になし	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
117	子どもの人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	教育委員会管理課	義務教育児童生徒就学援助費(国庫補助対象外)	経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し援助金を給付することにより、義務教育の円滑な実施に資する。	市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、要保護者の保護者に、国の補助対象外の校外活動費等を支給するとともに、準要保護者の保護者に就学奨励費を支給する。	継続して実施	22,644	<input type="checkbox"/> 支出費目、人数及び支給額 ・新入学児童学用品費(小学校 54人、1,075千円/中学校 92人、2,106千円) ・学用品、通学用品費(小学校 400人、5,031千円/中学校263人、5,840千円) ・校外活動費(小学校402人、430千円/中学校244人、389千円) ・校外活動費(宿泊付)(小学校72人、165千円、中学校98人、421千円) ・修学旅行費(小学校69人、1,145千円、中学校87人、4,846千円) ・卒業経費(小学校10人、80千円、中学校7人、63千円) ・通学費(小学校2人、96千円) ・体育実技費(中学校80人、227千円) ・特別支援教育就学奨励費(小学校 20人、191千円/中学校 15人、539千円)	特になし	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
118	子どもの人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	教育委員会管理課	私立学校園助成費	市内の私立幼稚園の教育の振興と充実を図る	私立幼稚園の施設整備、設備の充実、教材購入、教職員の研修等に要する経費に充てるため助成金を交付する。また、特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園特別支援教育振興助成金を交付する。	継続して実施	2,400	均等割 600千円 4園に交付 2,400千円	特になし	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
119	子どもの人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	教育委員会管理課	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の保護者負担を軽減することにより、幼児教育の振興に寄与する。	私立幼稚園に在園している3歳以上の園児の保護者に対し、世帯の所得等の区分により、就園奨励費を支給する。	継続して実施	15,400	<input type="checkbox"/> 交付人数及び交付金額 ・生活保護世帯 0人 0円 ・市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯 24人 4,590千円 ・市民税所得割額が77,100円以下の世帯 23人 2,696千円 ・市民税所得割額が211,200円以下の世帯 110人 8,114千円	特になし	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
120	子どもの人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	教育委員会管理課	朝鮮人学校就学補助金	朝鮮人学校に在籍する児童生徒の保護者負担の軽減を図り、就学を援助する。	朝鮮人学校の初級部及び中級部に在籍する児童生徒の保護者に対して、義務教育児童生徒就学援助費の学用品費等に準じた補助金を給付する。	継続して実施	107	<input type="checkbox"/> 補助費目及び支給額 ・新入学児童生徒学用品費 0円 ・学用品費、通学用品費 51千円(初級部2人、中級部1人) ・修学旅行費 56千円(中級部1人)	特になし	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
121	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	上宮川文化センター	児童センター事業	・幼児の感性と体力を育て、親子の結びつきと保護者間の交流を深める。 ・小学生の学習習慣と基本的な生活習慣の確立と基礎体力の向上を目指す。	<input type="checkbox"/> 子ども対象事業:小学生対象教室、映画会、人形劇等イベント <input type="checkbox"/> 親子対象事業:乳幼児と母親対象教室と小学生と親対象教室 <input type="checkbox"/> 親対象事業:子育て支援事業	<input type="checkbox"/> 環境・食育事業の継続 <input type="checkbox"/> 児童の体力増進及び運動能力を図るため、高学年を含めた「チャレンジクラブ」の本格実施	2,120	<input type="checkbox"/> 環境食育講座を2回実施 延べ213人 <input type="checkbox"/> チャレンジクラブ 24回実施 延べ480人 <input type="checkbox"/> 図書貸出 6,648人	<input type="checkbox"/> 環境・食育講座の小学生対象講座を増やした 2回延べ213人(H23 1回 66人) <input type="checkbox"/> チャレンジクラブの本格実施 24回実施 延べ480人(H23 延べ371人)	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
122	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	生涯学習課	放課後子どもプラン	市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。	<input type="checkbox"/> 校庭開放事業 ・各校に校庭管理人を配置。 ・平日:午後4時～6時まで (10月中旬から11月は午後5時まで)。 ただし、春休み、夏休み、冬期(12月～2月)、休日、祝日、学校行事開催日、代休日、始業日、終業日、その他社会教育事業を行う日を除く。 ・土曜日:午前9時～12時まで (第1・3・5土曜日は各学校毎に開放しない場合あり) ただし、春休み、夏休み、冬休み、休日、祝日、学校行事開催日、その他社会教育事業を行う日を除く。 <input type="checkbox"/> 多世代交流事業 ・地域住民の協力を得て、放課後に多世代交流や地域文化伝承の場を持つ。	<input type="checkbox"/> 校庭開放事業の実施方法の整理。 <input type="checkbox"/> 教室での交流事業の実施校を増やす。	2,495	<input type="checkbox"/> 各学校に安全管理人を配置し、平日の午後4時から午後6時まで及び土曜日の午前9時から正午まで校庭開放事業を実施。(ただし、春休み・夏休み・冬期(12月・1月・2月)休日・祝日・代休日・学校行事開催日・始業日・終業日・その他社会教育事業を行う日を除く。) <input type="checkbox"/> 教室型事業を5箇所で開催した。＜年間実施日数＞ 芦屋市立精道小学校 141日(内平日108日・土曜日33日) 芦屋市立宮川小学校 138日(内平日121日・土曜日17日) 芦屋市立山手小学校 152日(内平日118日・土曜日34日) 芦屋市立岩園小学校 44日(内平日27日・土曜日17日) 芦屋市立朝日ヶ丘小学校 93日(内平日74日・土曜日19日) 芦屋市立朝見小学校 106日(内平日76日・土曜日30日) 芦屋市立打出浜小学校 144日(平日122日・土曜日22日) 芦屋市立浜風小学校 155日(内平日123日・土曜日32日)	岩園小学校及び朝日ヶ丘小学校で、一旦下校することなく参加できるよう実施方法を整理した。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
123	子どもの人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	道路課	交通安全運動の推進	市民一人一人に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付ける。	<input type="checkbox"/> 【交通安全教育の振興】 ・幼児、児童に対する交通安全教室の開催 ・高齢者への交通安全教室の開催 ・自転車交通安全教室 <input type="checkbox"/> 【広報活動の充実】 ・全国交通安全運動の推進 ・後部座席シートベルト・チャイルドシートの着用啓発 ・乗車用ヘルメットの着用義務 ・違法駐車排除活動(JR芦屋駅北、芦屋浜中央地区)	<input type="checkbox"/> 防護柵改修計画に基づき、順次改修を行う。 <input type="checkbox"/> 市内の歩道設置路線のバリアフリー化計画に基づき、順次改修を行う。	32,563	<input type="checkbox"/> 転落防止柵工事の実施。 路線数:4 施工延長:1,137m 20,954千円 <input type="checkbox"/> 既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 切下げ箇所数:3 1,208千円 <input type="checkbox"/> 交通安全対策として啓発看板の設置。	<input type="checkbox"/> 市内の歩道設置路線のバリアフリー化計画について直営で調査計画を実施。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
124	高齢者の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	公民館	芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院	60歳以上の市民を対象に学習の機会を提供し、教養を高め、活発な交流を実現する。芦屋川カレッジ修生がより高度な教養を身につけ、受講生間の仲間作りに取り組む。	<input type="checkbox"/> 芦屋川カレッジ事業 <input type="checkbox"/> 芦屋川カレッジ大学院事業	民間事業者による事業が適切に行われているかどうか、25年度の事業計画が適切に作成されるかどうかを注視し、評価する。	6,637	<input type="checkbox"/> 芦屋川カレッジ 必修コース 36回 選択コース(うるおい・探訪)各15回 男性 45人 女性 57人 平均年齢 67歳 平均出席率 90% <input type="checkbox"/> 芦屋川カレッジ聴講生 男性 58人 女性 53人 平均出席率 68% <input type="checkbox"/> 芦屋川カレッジ大学院 男性 42人 女性 67人 <input type="checkbox"/> 世界遺産への旅 12回 平均出席率 84%	市直営時代(平成23年度まで)と同様、平成24年度も事業を民間事業者により実施できた。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
125	高齢者の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	介護保険課	地域介護・福祉空間整備事業	□地域の実情に合わせ自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する交付金。	□地域密着サービス、介護予防拠点など市の日常生活圏で利用されるサービス拠点を整備する。	第5期介護保険計画に基づき、施設基盤整備を行う	—	23年度から24年度に繰り越した166,400千円と24年度予算174,200千円は、25年度に繰越。		該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
126	高齢者の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	高齢福祉課	地域支援事業	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する。	□介護予防事業 特定高齢者及び一般高齢者に対して介護予防事業を実施。 □包括支援事業 包括的・継続的支援を行うための包括支援センター経費。 □任意事業 介護給費等費用適正化事業、家族介護支援事業等	□地域包括支援センターの市民への周知と機能強化・二次予防対象高齢者(特定高齢者)の把握 □介護予防事業の充実	183,061	介護予防事業費 56,747千円 包括的支援事業・任意事業費 126,314千円 地域包括支援センター活動状況 相談件数 総計23,008人 介護予防プラン作成 二次予防事業対象者プラン作成 914件 居支に委託 384件 一般高齢者施策 講演会等158人(11回)、 体操教室 627人(65回)、 パンフレット作成12,887人(4回)、 地区活動に参加 2,840人(147回) ケアマネジメント支援 178件 権利擁護業務 33件 地域ケアシステム構築業務 ミニ地域ケア会議(6回) 小地域ブロック連絡会(7回)	二次予防対象者把握事業開始(二次予防対象者の把握方法及びアプローチ方法の変更)	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
127	高齢者の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	高齢福祉課	養護老人ホーム運営事業	65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なため、老人福祉法に基づき措置を受けた者を入所させ養護する。	□養護老人ホーム和風園の運営 ・年間主要行事:花見会、七夕祭り、輪投げ大会、盆踊り、創立祭、健康講座、鍋を囲む会、バスツアー、忘年会、クリスマス会、新年祝賀会、茶道初釜、節分豆まき	なし。	72,000	□和風園指定管理料・・・72,000千円 □自主事業の取組み状況 ・理学療法士によるいきいき健康体操教室 22回 延べ278人参加 ・管理栄養士による栄養改善教室 12回 延べ95人参加 ・男性介護者の集い 8回 11人	入居者等の意見を市に伝わるように意見箱を設置	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
128	高齢者の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	高齢福祉課	高齢者相談員事業	高齢者の窓口相談及び災害復興公営住宅に居住する被災高齢者を対象に、安否確認、相談、一時的な家事援助を行い在宅生活を支援する。	□高齢者福祉相談員の配置 高齢者相談員を配置し、高齢者等の総合相談にあたる。 □高齢者自立支援拠点設置事業 災害復興公営住宅に居住する被災高齢者宅へ、週に1回程度生活援助員を派遣し、身体状況の確認をおこなうとともに、生活等に関する相談に応じている。拠点で地域との交流、緊急の場合は、一時的な家事援助も行う。(訪問団地:大東町東団地・大東町西団地・大東町西2団地・宮塚町北団地・楠町団地・翠ヶ丘町団地)	地域とのコミュニケーションの充実を図る。	6,308	□高齢世帯生活援助員設置事業 (高齢者自立支援ひろば) 6,307千円 ・安否確認訪問 1,447件 ・電話 76件 ・相談 64件 ・高齢者福祉窓口相談 618件 3,480千円	特になし。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
129	高齢者の人権・障がいのある人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	地域福祉課	成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の成年後見制度の利用を支援。	□成年後見等の審判開始の申立、申立費用への助成・後見人等の報酬への助成	芦屋市権利擁護支援センター事業と本事業の連携の具体化(利用適否の協議の場の設定)	0	市長申立て件数 高齢者 4件(申立て費用負担)	芦屋市権利擁護支援センター事業と本事業の連携の具体化(利用適否の協議の場の設定)	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
130	高齢者の人権・障がいのある人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	道路課	交通安全施設等整備事業	自転車・歩行者の安全と自動車交通の円滑化を図り、安全で快適な交通環境を確保	<input type="checkbox"/> 防護柵・区画線・道路反射鏡などの交通安全施設の設置 <input type="checkbox"/> 老朽化した転落防止柵・横断防止柵の改修 <input type="checkbox"/> 視認性の低下した道路反射鏡・標識・区画線などの補修 <input type="checkbox"/> 既設歩道の段差切下げなどのバリアフリー化の促進 <input type="checkbox"/> 通学路緊急点検(まち歩き)に基づく交通安全対策工事の実施	<input type="checkbox"/> 防護柵改修計画に基づき、順次改修を行う。 <input type="checkbox"/> 市内の歩道設置路線のバリアフリー化計画に基づき、順次改修を行う。	32,563	<input type="checkbox"/> 転落防止柵工事の実施。 路線数:4 施工延長:1,137m 20,954千円 <input type="checkbox"/> 既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 切下げ箇所数:3 1,208千円 <input type="checkbox"/> 交通安全対策として啓発看板の設置。	<input type="checkbox"/> 市内の歩道設置路線のバリアフリー化計画について直営で調査計画を実施。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
131	障がいのある人の人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	障害福祉課	「友愛」基金による社会福祉活動助成事業	家賃助成をすることにより、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。	芦屋浜住宅団地内に所在する兵庫県及び兵庫県住宅供給公社等の住宅の賃貸借について、家賃相当の半額を助成する。	社会福祉活動助成の対象施設が、平成23年度末までに障害者自立支援法上の新体系事業所に移行したため、制度の見直しを検討する。	754	<input type="checkbox"/> みどり地域生活支援センター通所者住宅助成：2人・754千円	社会福祉活動助成の対象施設が、平成23年度末までに障害者自立支援法上の新体系事業所に移行したため、制度の見直しを行った。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
132	障がいのある人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	障害福祉課	みどり地域生活支援センターに要する経費	常時介護を必要とする障がいのある人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護を行うと共に、創作的活動を行う。	<input type="checkbox"/> NPO法人芦屋市障がい児・者福祉会に一部運営を委託。 <input type="checkbox"/> 新規ショートステイ事業の本格実施 次年度受け入れ人数の把握及び受け入れに向けた法人との協議 事業の充実及び効率化に関する法人との協議 <input type="checkbox"/> 個別支援計画に基づき、機能訓練及び創作活動を実施。 <input type="checkbox"/> 1泊2日の短期入所を実施	<input type="checkbox"/> 利用者数：24人 <input type="checkbox"/> 運営業務委託：92,995千円 <input type="checkbox"/> 光熱水費：2,820千円 <input type="checkbox"/> 消防設備、機械警備、電気設備、特別清掃委託料：1,338千円 <input type="checkbox"/> その他の経費(施設補修費、通信電話料、自動車重量税等)：298千円	97,451	<input type="checkbox"/> 利用者数：24人 <input type="checkbox"/> 運営業務委託：92,995千円 <input type="checkbox"/> 光熱水費：2,820千円 <input type="checkbox"/> 消防設備、機械警備、電気設備、特別清掃委託料：1,338千円 <input type="checkbox"/> その他の経費(施設補修費、通信電話料、自動車重量税等)：298千円	ショートステイ事業の本格実施 同センター見学者の把握 喫茶事業の開始	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
133	障がいのある人の人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	障害福祉課	障がい者(児)助成事業	重度障がい者(児)等や介護者の負担軽減	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者(児)介護手当、特別障害者手当、福祉手当(経過的)、障害児福祉手当、重度障害者等特別給付金を支給	重度障害者特別給付金の県補助額の増額を引き続き要望し、給付金額の増額を図る。	31,888	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当：75人・23,437千円 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当：49人・6,744千円 <input type="checkbox"/> 福祉手当(経過的)：4人・686千円 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者(児)介護手当：1人・100千円 <input type="checkbox"/> 重度障害者等特別給付金：1人・921千円	重度障害者特別給付金の県補助額の増額を引き続き要望した。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
134	障がいのある人の人権	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	障害福祉課	障がい者福祉・障がい児育成事業	障がい者(児)の在宅支援	<input type="checkbox"/> 配食サービス事業(全部委託) <input type="checkbox"/> 障がい者相談員業務(一部委託) <input type="checkbox"/> はんしん自立の家ショートステイ運営負担金(補助) <input type="checkbox"/> 住宅改造費助成事業：県1/2、市1/2 <input type="checkbox"/> 身体障害者福祉協会・身体障害児者父母の会・手をつなぐ育成会・家族会補助金 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用料金等助成事業(補助) <input type="checkbox"/> はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業(補助) <input type="checkbox"/> 障がい者福祉啓発事業 <input type="checkbox"/> 障がい児年末の集い <input type="checkbox"/> 福祉施設等通園(通学)費扶助	<input type="checkbox"/> 「身体・知的障がい者相談員」の委嘱等の業務が市に権限委譲されるため、現在実施している市の委託業務との整理を行う。	22,755	<input type="checkbox"/> 広報「障がい福祉特集号」発行：94千円 <input type="checkbox"/> システム保守等業務：2,726千円 <input type="checkbox"/> 福祉給食サービス事業：5世帯・363食・91千円 <input type="checkbox"/> 身体障がい者相談員業務：相談員7人・相談数206件・108千円 <input type="checkbox"/> 知的障がい者相談員業務：相談員3人・相談数145件・36千円 <input type="checkbox"/> はんしん自立の家ショートステイ運営事業負担金：289千円 <input type="checkbox"/> 障がい者団体補助金(身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会・家族会)：400千円 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用料金等助成事業：(タクシー券)792人(ガソリン費用)329人・17,878千円 <input type="checkbox"/> はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業：5人・10千円 <input type="checkbox"/> その他：1,123千円	障がい者相談員による相談業務について、相談日を指定日制から事前予約制に変更を行い、必要な時に相談できる体制を整えた。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
135	外国人の人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	市民課	無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、老齢基礎年金を受給できない高齢者の福祉の増進。	年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、老齢基礎年金を受給できない外国籍高齢者等に対して、本市と兵庫県が協力し、給付金を支給する。	無年金外国籍高齢者等福祉給付金の給付	2,015	無年金外国籍高齢者等福祉給付金 2,014,500円 @33,575円×5人×12月=2,014,500円 郵便料 1,020円		該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
136	外国人の人権(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	生活支援課	中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人等の老後の生活安定を実現する。	世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対して、生活保護に準じた支援給付金を支給する。	適正な事務の遂行に努める。	3,622	□ 対象者:2世帯 3人 (高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯) □ 歳出:3,621,566円 H23年度(3,564,930円) □ 歳入:2,716,174円(国負担金:補助率は3/4):H23年度(2,673,698円)	引き続き適正な事務の遂行に努める。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
137	その他の人権問題(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	健康課	難病患者等居宅生活支援事業	特定疾患調査研究事業の対象疾患患者、慢性関節リュウマチ患者及び小児慢性特定疾患患者の居宅生活を支援する。	□ホームヘルプサービス事業(ハートフル福祉公社に業務委託) □短期入所事業(市立芦屋病院の空き病室を利用する) □日常生活用具給付事業(寝たきり状態にある方等に特殊寝台などの生活用具の給付)	高年福祉課、障害福祉課、福祉センター及び芦屋健康福祉事務所と連携し、サービスの必要な方についての情報を収集する。	0	実績なし。	法律改正により難病患者が障害者に包括され障害者サービスの対象となるため、難病患者等居宅生活支援事業の廃止に向けて関係所管と調整。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
138	その他の人権問題(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	生活支援課	生活保護法施行事務	要保護者の最低限度の生活を保障するため、資金活用等を行い、自らの生活の維持向上・自立を目指す間、金銭給付を行う。	□要保護者の生活の維持向上・自立を目指し、金銭給付を行う。	生活実態を的確に把握するため家庭訪問を行い適切な支援と自立助長を促す。	1,066,217	平成25年3月31日現在 保護世帯数:468世帯 667人(7.1%) 平成24年3月31日現在 保護世帯数:443世帯 611人(6.5%) 平成24年度生活保護扶助別内訳 平成24年度 生活扶助:390,020,693円 平成23年度 生活扶助:333,173,079円 平成24年度 住宅扶助:165,912,796円 平成23年度 住宅扶助:140,696,921円 平成24年度 教育扶助: 7,108,299円 平成23年度 教育扶助: 5,527,894円 平成24年度 介護扶助: 24,014,319円 平成23年度 介護扶助: 19,615,631円 平成24年度 医療扶助:462,085,997円 平成23年度 医療扶助:465,119,605円 平成24年度 出産扶助: 238,370円 平成23年度 出産扶助: 0円 平成24年度 生業扶助: 3,479,328円 平成23年度 生業扶助: 3,479,328円 平成24年度 葬祭扶助: 1,919,000円 平成23年度 葬祭扶助: 2,834,573円 平成24年度 保護施設事務費・委託事務費: 7,300,980円 平成23年度 保護施設事務費・委託事務費:10,465,262円 平成24年度 合計:1,062,079,782円	課内研修等により職員のスキルアップを図る。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
139	その他の人権問題(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	生活援護課	生活困窮者に対する法外扶助金給付事業	生活困窮者に対する法定外の金銭扶助を行い、自立を促す。	<input type="checkbox"/> 葬祭扶助 <input type="checkbox"/> 施設入所者検査診断料扶助 <input type="checkbox"/> 老人ホーム入所者で無年金者への日用品費扶助 <input type="checkbox"/> 介護給付サービスにおけるサービス費(介護報酬相当額扶助) <input type="checkbox"/> 軽度生活援助事業自己負担金扶助 <input type="checkbox"/> 高齢者日常生活用具給付自己負担額 <input type="checkbox"/> 被保護高齢者インフルエンザ予防接種自己負担金の公費負担 <input type="checkbox"/> 被保護世帯へのホームヘルパー派遣事業 <input type="checkbox"/> 行路人応急扶助	生活困窮者に対する生活の安定と福祉の増進に努める。	348	平成24年度 <input type="checkbox"/> 老人ホーム入所者日用品扶助:240,000円(延べ12人) <input type="checkbox"/> 高齢者インフルエンザ予防接種自己負担額:93,000円(延べ93人) <input type="checkbox"/> 高齢者日常生活用具給付自己負担金扶助:4,411円(11件) <input type="checkbox"/> 行路人応急扶助:7,450円(16件) <input type="checkbox"/> 軽度生活援助事業事故負担金扶助:2,800円(1人) 合 計:347,661円 平成23年度 <input type="checkbox"/> 老人ホーム入所者日用品扶助:240,000円(延べ12人) <input type="checkbox"/> 高齢者インフルエンザ予防接種自己負担額:91,500円(延べ91人) <input type="checkbox"/> 高齢者日常生活用具給付自己負担金扶助:5,424円(9人) <input type="checkbox"/> 行路人応急扶助:8,090円(19件) <input type="checkbox"/> 軽度生活援助事業自己負担金扶助:4,760円(2人) 合 計:349,774円	ひきつづき生活実態を的確に把握し必要な扶助を行う。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
140	その他の人権問題(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	生活援護課	住宅手当緊急特別措置事業	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人に対して住宅手当を支給することにより、これらの人の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うこと。	<input type="checkbox"/> 支給金額:生活保護の住宅扶助基準額の範囲内とする。(単身世帯:42,500円 複数世帯:55,300円以内) <input type="checkbox"/> 支給期間:6月が限度(延長3月) <input type="checkbox"/> 実施日:平成19年10月1日 4 その他:当事業は「国の新たなセーフティネット事業」として実施されるもので全額補助。 <input type="checkbox"/> 住宅手当就労支援員を配置し、就労支援を強化する。 ※支給には以下のいずれにも該当する者。 ①平成19年10月1日以降に離職した者 ②離職前に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた者 ③就労能力及び常用就職の意思があり、公共職業安定所への求職申込みを行う者 ④住宅を喪失している者又は喪失するおそれがある者(住宅を喪失するおそれがある者とは⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に同居している者 ⑤原則として収入のない者 ⑥ただし、臨時的な収入やその他の一時的な収入がある場合又は生計を一同とする同居の親族の収入がある場合には、支給申請日の属する月におけるそれらの収入見込額の合計が単身世帯では月額収入8.4万円に支給家賃額、2人世帯では月額17.2万円 3人以上世帯では17.2万円に支給家賃額) ⑦生計を一同とする同居の親族の預貯金の合計額が単身世帯で50万円以下、複数世帯で100万円以下 ⑦国の住居喪失離職者等に対する雇用施策により 貸付け又は給付(就職安定資金融資、訓練、生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、地方自治体が実施する類似の貸付け又は給付等を受けていない者。 <input type="checkbox"/> 支給金額:生活保護の住宅扶助基準額の範囲内とする。(単身世帯:42,500円 複数世帯:55,300円以内) <input type="checkbox"/> 支給期間:6月が限度(延長3月) <input type="checkbox"/> 実施日:平成19年10月1日 <input type="checkbox"/> その他:当事業は「国の新たなセーフティネット事業」として実施されるもので全額補助。 <input type="checkbox"/> 住宅手当就労支援員を配置し、就労支援を強化する。 ※支給には以下のいずれにも該当する者。 ①平成19年10月1日以降に離職した者 ②離職前に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた者 ③就労能力及び常用就職の意思があり、公共職業安定所への求職申込みを行う者 ④住宅を喪失している者又は喪失するおそれがある者(住宅を喪失するおそれがある者とは⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に同居している者 ⑤原則として収入のない者 ⑥ただし、臨時的な収入やその他の一時的な収入がある場合又は生計を一同とする同居の親族の収入がある場合には、支給申請日の属する月におけるそれらの収入見込額の合計が単身世帯では月額収入8.4万円に支給家賃額、2人世帯では月額17.2万円 3人以上世帯では17.2万円に支給家賃額) ⑦生計を一同とする同居の親族の預貯金の合計額が単身世帯で50万円以下、複数世帯で100万円以下 ⑦国の住居喪失離職者等に対する雇用施策により貸付け又は給付(就職安定資金融資、訓練、生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、地方自治体が実施する類似の貸付け又は給付等を受けていない者。	住居・就労等の支援を必要とする対象者が、第2のセーフティネット支援対策を利用して早期に安定就職できるよう支援する。	4,922	<input type="checkbox"/> 4,992,700円(申請11件:支給は10件) (平成23年度は、5,912,632円:26件)	住宅手当就労指導員を配置し、適切な指導・支給ができるよう努めた。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)

整理No.	総合推進指針の分類項目	★評価における事業の位置づけ	所管課	事務事業名	事業の目的・意図	全体概要	H24年度の目標	H24年度決算額(千円)	H24年度の実施内容	平成24年度の改善内容	★評価(人権)の視点	★評価基準(所管課評価)
141	その他の人権問題(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	地域福祉課	被保護者等法外扶助	原爆被害者の方たちも含むすべての人が、二度と原子爆弾の被害にあわないよう恒久平和が続くこと	原爆被害者(約80人)に対し、年1回、乾燥しいたけ、昆布等の支給	引き続き、市内在住の原爆被害者の方達に物資を届けるとともに、恒久平和を願う。	155	市内在住の原爆被害者(62名)の方々に物資を届けるとともに、恒久平和を願った。12月に老人福祉会館において、椎茸の詰め合わせを配布。 事業費内訳@2,205円×70個=154,350円	特になし。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
142	その他の人権問題	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	地域福祉課	戦没者追悼関係事業	戦没者の御霊に対して慰霊と感謝の誠をささげ、永遠の平和と郷土の繁栄を祈念してその実現に寄与する。	□芦屋市戦没者遺族会の会員が参加して、無宗教方式での戦没者の追悼式に対して市が一部負担して実施する。 □兵庫県遺徳顕彰会への支部分担金 □戦争犠牲者慰霊碑(霊園4か所)への供花奉献 □5年に1度追悼式を市が行う。	戦争犠牲者の慰霊碑に供花を行う。	122	事業費内訳 □戦争犠牲者慰霊碑供花料 65,280円 □兵庫県遺徳顕彰会分担金 56,000円	特になし。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
143	その他の人権問題	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	文書統計課	情報公開及び個人情報保護事務	公文書の公開を請求する権利の保障。適切な個人情報の取扱い。	□情報公開・個人情報保護審査会の運営 □情報公開請求の受付及び公開に係る総合調整 □情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事務 □行政情報コーナーの管理	□情報公開制度を正しく運用するため、公開請求に対する公開可否判断の参考資料をまとめる。 □情報公開・個人情報保護審査会の運営を円滑に進められるよう事務局として情報収集等に努める。	1,210	□情報公開・個人情報保護審査会の開催(10回) 答申3件 委員報酬等913千円 □情報公開・個人情報開示請求の受付及び公開に係る総合調整(公文書公開請求41件、個人情報開示請求11件) □情報公開・個人情報保護研修を実施(2回) □情報公開・個人情報保護条例の手引きの改訂版作成と周知 □情報公開・個人情報開示の取扱いについて、判断基準となる資料の作成 □行政情報コーナーの管理 □行政情報コーナーにおいて、阪神・淡路大震災関連資料のパネル展示を実施	情報公開・個人情報保護条例の手引きの改訂版及び情報公開・個人情報開示の取扱いについて判断基準となる資料を作成し、周知することにより、市民に対する公開の統一した取扱いを進めた。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)
144	その他の人権問題(給付)	④ 教育を受ける権利の保障や就労支援・育児支援等、市民の人権を推進する事業	地域福祉課	福祉医療事務(老人・乳幼児等・子ども・障がい者・母子家庭等・高齢障がい者)	乳幼児等、子ども、老人、一定の障がい者、母子家庭等に対して、医療を受ける際の医療費を助成することで、乳幼児の健全な育成と老人、障がい者及び母子家庭等の保健の向上に寄与し、もってその生活の向上と福祉の増進を図る。	乳幼児等、子ども、老人、心身障がい者、重度精神障がい者及び母子家庭等に対し、現物給付若しくは現金給付の方法で、医療費の一部を負担する。	兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱に基づき、対象者への医療費助成を実施する。所得判定において、税制改正の影響を遮断するとともに、新たな県基準(世帯合算)によらず、従来どおり最多課税者の所得割額をもって判定する。	459,303	各種助成制度決算額等 乳幼児等 5,361人/118,114件/111,883,966円 老人 284人/7,613件/16,828,747円 障がい者 879人/21,403件/126,498,634円 高齢障がい者 1,049人/37,483件/106,758,566円 母子家庭等 1,492人/17,312件/36,035,696円 子ども 1,135人/10,328件/7,753,581円 合計 10,200人/212,253件/405,759,190円	所得判定において、 ①平成24年7月以降、新たな県所得基準によらず、従来どおり所得制限基準額について、最多課税者の所得割額にて判定(乳幼児等、障害者、高齢障害者及び子ども医療費助成)。 ②24年度からの個人住民税の年少扶養控除等廃止に伴う影響を遮断。	該当しない。 (評価になじまない。)	該当しない。 (評価になじまない。)